

妙高市手話言語条例

(前文)

手話は、音声言語である日本語とは異なり、手指や身体の動きを使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、必要な情報を取得し、コミュニケーションを円滑にするなど、社会生活を営む上で欠かせない言語として手話を大切に育んできました。このような中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話は言語として位置づけられました。

妙高市では、ろう者の意思疎通を支援するため手話通訳者等の派遣や育成に取り組むとともに、「妙高市民の心」の運動において、支援が必要なかたに手を差し伸べる取組を全市民を対象に推進していますが、ろう者がコミュニケーションに不安を感じることなく、地域の中で安心して暮らすためには、地域全体で手話言語に対する理解を一層深めるとともに、意思疎通を図りやすい環境を整えていく必要があります。

このように手話に対する理解がより重要となってきた状況を踏まえ、市民一人ひとりが手話の普及及びろう者への理解を深め、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、全ての市民がともに生きる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及びろう者への理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、全ての市民がともに生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の普及及びろう者への理解の促進は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む上で、日本手話及び手指日本語を主なコミュニケーション手段として用いている耳の聞こえない者をいう。
- (2) 手話 日本手話（日本語と異なる文法体系を有し、手指の形及び動き並びに文法的な意味がある非手指の動きにより表現するもの）及び手指日本語（日本語を手指及び身体の動きを使い、手話の単語に置き換えていくもので、日本語の文法体系に合わせて表現するもの）をいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条の基本理念に基づき、手話の普及及びろう者への理解の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、手話やろう者に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力し、全ての市民が暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話の普及及びろう者に対する理解の促進に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話通訳者等の養成、派遣及びその活動環境の充実にに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(緊急時及び災害時の対応)

第7条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通の支援の推進)

第9条 市は、ろう者等の特性に応じた手話、要約筆記その他の意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。